

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 3-1-10 石井ビル 8 階

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税の特別控除の改正

Q 令和7年の税制改正大綱で発表された、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の改正について、子育て対応などの改修で税額控除が受けられると聞きましたが、ポイントはなんですか？

解説

子育て世帯が子育て対応改修工事などをして、令和7年12月31日までに居住した場合は、費用額の10%に相当する金額を控除します。

1. 概要

個人（その年分の合計所得金額が2000万円以下）がその所有する居住用の家屋について、子育て対応改修工事等をして、その居住用の家屋を令和7年12月31日までに自己の居住の用に供した場合（その子育て対応改修工事等の日から6か月以内に自己の居住の用に供した場合に限ります。）には、その個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、子育て対応改修工事等に係る費用額（補助金等に交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した後の金額とし、250万円を限度とします）の10%に相当する金額を控除することができる制度です。

2. 子育て対応改修工事等の例

- ①住宅内における子供の事故を防止するための工事
- ②対面式キッチンへの交換工事
- ③開口部の防犯性を高める工事
- ④収納設備を増設する工事
- ⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥一定の間取り変更工事

であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合は、その補助金の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等一定の要件をみたすもの

要するに…

子育て世帯が子育てに対応したリフォームなどを行う場合に標準的な工事費用相当額の10%等を所得税額から控除します。なお、子育て世帯とは「19歳未満の子供を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」をいいます。この税額控除に加えて、市区町村から補助金等がもらえる場合もありますので、前向きに検討したいですね。